

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 26 年度第 6 号
通 算 第 1 2 号
平成 27 年 4 月 16 日
尼 崎 市 総 務 局
人事管理部給与課

平成 26 年度春闘交渉等について

3 月 19 日午後 7 時 30 分から午後 9 時まで、中央公民館 25 号室において、春闘要求書等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

3 月 3 日に提出された「2015 春闘要求書（独自要求）」及び「2015 春闘要求書（阪神淡路ブロック統一要求書）」が提出されたことを受け、組合と交渉の場を持った。併せて、継続協議となっている児童ホームの土曜日開所について協議を行った。

組合への提案

（回答メモ）2015春闘要求（独自要求）について（メモ）

[別紙 1](#)

（回答メモ）2015春闘要求（ブロック統一要求）について（メモ）

[別紙 2](#)

（修正メモ）児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制の変更について（メモ）

[別紙 3](#)

具体的な交渉内容

1 春闘要求書に対する回答について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
独自要求について 組合としては、小学校給食調理業務を全て委託してしまうこと自体に反対である。全校委託の方針を見直す考えはないのか。	より良い学校給食を提供する上で、その安全性を確保しつつ、業務の経済性・効率性等を比較検討したうえで、市として民間委託という方針を示しており、その考えに変更はない。
災害時における炊き出し等の対応を考えると、全校を委託するのではなく直営校を残した方が、市として責任をもった対応が可能となるのではないか。	大規模災害時には、受託業者も責任をもって対応するように民間委託に関する契約で定めており、直営校だから可能、委託校だから不可能ということにはならない。

<p>小学校給食調理業務の委託については、退職動向を勘案したものへと方針が見直されたが、一方でその他の職場で民間委託が実施されれば、直ちに嘱託員の職は失われるのではないかという不安も感じている。</p>	<p>小学校給食調理業務の委託に関して、退職動向を勘案したものへと計画を見直しており、これまでも嘱託員に対して一定の配慮を行っている。今後も、その点については必要に応じて協議すべきものと認識している。</p>
<p>嘱託員の欠員については 100%、嘱託員で補充するよう約束して欲しい。</p>	<p>回答にも示しているように、嘱託員の欠員は嘱託員での補充を原則と考えており、引き続きその実現に努めていく。</p>
<p>福祉事務所の就労促進支援担当において、その担当の決定方法について、受付順の輪番制から地区毎の担当割りへと変更すると聞いているが、そういった内容の変更については、事前に組合へ提案し、協議していただきたい。仕事のやり方の変更について、現場の職員への説明が十分になされていないとの声が組合へ届いている。</p>	<p>業務効率改善の観点から執行体制を見直すことは委嘱業務の内容を変更するものではなく、基本的には組合提案は不要と認識している。ただし、執行体制見直しにあたっての各職場での十分な話し合いを否定するものではなく、それぞれの職場の状況に応じて対応していただきたい。</p>
<p>職場で一職員が組織に対して自分の意見を主張することは、なかなかできるものではない。そんなときには、組合窓口を通じて、総務局からも原局へ注意を促すような働きかけをしてもらいたい。</p>	<p>今回の件も事前交渉を受けてそのような対応を行ったところであり、そういった必要性がある場合については、窓口に知らせていただければ対応する。</p>
<p>嘱託員は年度ごとに委嘱又は更新をしているのであるから、60 歳という定年にこだわらず、本市独自で 65 歳まで定年を延長できないのか。</p>	<p>現在の嘱託員の委嘱年限については、正規職員への均衡を考慮したものとしている。正規職員の定年延長については、民間企業の状況等を踏まえ、例えば国において定年が延長されることになれば、本市でも国に合わせた見直しを検討する大きな要素になると思う。現時点では、本市独自に定年を延長する考えはない。</p>
<p>ブロック統一要求について 職員間の職場慣行の取扱いについて、わざわざ要求書で挙げているのは、それだけでできないという実態があるからである。</p>	<p>深刻な問題が生じているという具体的な事案があれば、その協議をしていくことは否定しないが、基本的には各職場で話し合うものと認識している。</p>

2 児童ホームの土曜日開所について

協議の要旨

こども青少年局におけるこれまでの交渉経過を踏まえ、児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制の変更について修正提案を行った。

また、児童課長同席のうえ、平成 27 年度からの嘱託員の勤務体制について、こどもクラブに新たな臨時的任用職員が配置された小学校の児童ホームにおいては修正提案どおり、それ以外の臨時的任用職員が配置されない児童ホームにおいては現行どおりとすることを示し、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
こどもクラブに臨時的任用職員を配置できなかった小学校の児童ホームにおいては、平日の対応を重視して嘱託員の出勤はこれまでどおり平日のみとし、土曜日は他の職員で対応するというのでよいか。	そのとおりである。
こどもクラブに臨時的任用職員を配置できた小学校の児童ホームから、順次、嘱託員も土曜日勤務を開始していくということであるが、月の途中からいきなり土曜日勤務が開始するようなことはないということよいか。	月の途中からではなく、臨時的任用職員が配置できた翌月 1 日から見直すこととしたい。
児童ホームの全嘱託員を対象とした説明会を早急に実施していただきたい。	本日の交渉で合意が得られれば、直ちに日程を調整し、実施していく予定である。
どの児童ホームに臨時的任用職員が配属されるのかは、いつ明らかになるのか。	現時点で具体的な日を約束することはできないが、可能な限り早く示していきたい。

課題解決への方向性

こどもクラブに臨時的任用職員を配置できない小学校の児童ホームについては、配置できるまでの間は平成 26 年度の勤務体制を維持することを条件に、平成 27 年度からの児童ホームの土曜日開所に伴う勤務体制については、当局提案どおりで大筋の合意に至った。

以上
(給与課)

要 求 内 容	回 答
1 賃金引き上げには定期昇給率を加算すること。	1 現行どおりとする。 なお、平成 27 年度の報酬月額については、平成 26 年 11 月 14 日に合意した内容のとおりとする。
2 学校給食は直営を堅持し、民間委託化計画を中止すること。	2 より良い学校給食を提供する上で、その安全性を確保しつつ、業務の経済性・効率性等を比較検討し、民間事業者へ委託することが有効な手段と考え、給食調理業務見直しに係る実施計画を策定している。 今後、当該計画に基づき、最終的には全校委託化を目指す。平成 27 年度以降については昨年度まとめた取組方針に基づき、調理師の退職動向等も勘案しながら委託化を行うものとし、一定期間生じる給食室整備後の直営校による業務遂行にあっても、委託校と同内容の給食内容の充実に取り組んでいく。 なお、現在、委託している学校の調理業務の実施状況については、引き続き検証を行っていく。
3 嘱託職員の欠員は、嘱託を補充し、定数配置を行うこと。	3 嘱託員の欠員については、嘱託員の補充を原則としている。
4 恒常的な業務について、業務内容の変更は必ず事前に提示し協議すること。	4 嘱託員は委嘱業務の範囲内で業務に従事するものである。 なお、事前に協議すべき事象が生じた場合については、各職場において適切に対応すべきものと考えている。
5 労働実態に即した賃金表を早急に実現すること。 あわせて退職金制度の改善 1 年刻みの月数支給、36 年以上ランク創設 も行うこと。	5 賃金表に係る課題については、「同一の職務内容の職に再度任用され、職務の責任・困難度が同じである場合には、原則として、その報酬額は同一となる」といった総務省見解を踏まえた適法な運用を基本とする中で、引き続き検討・協議を行っていく。 離職慰労金制度については、現行どおりとする。
6 私療休暇を有給 60 日にすること。また 7 日以上の診断書が必要という条件は外すこと。	6 現行どおりとする。
7 年金受給年齢まで定年を延長すること。	7 既に嘱託員の高年齢者委嘱制度を導入し、適切な運用に努めているところである。

要 求 内 容	回 答
<p>5 臨時・非常勤職員の雇用安定と賃金・労働条件の改善について</p> <p>(1) 正規化について 恒常的な業務に配置されている臨時・非常勤職員は直ちに正規化すること。 また、正規化にいたるまでは正規職員と均等のとれた賃金・労働条件にすること。</p> <p>(2) 雇用保障について 更新期の雇い止めをせず、雇用期間の定めを廃止し、継続雇用とすること。 産前・産後休暇、病気休暇等の長期休暇を取得している場合、及び、正規職員の高齢者再任用（再雇用）制度により職場確保を理由とした雇用止めを行うことなく、雇用継続を保障すること。 当局都合による合理化等による雇止めは行わず、当局責任において雇用と同労働条件を保障すること。 高年齢者雇用安定法に基づく措置を労使で協議し、制度導入をはかること。</p> <p>(3) 賃金・諸手当について 賃金については、正規並を基本として賃金表を設定すること。 賃金引上げには定期昇給率を加算すること。早急にできない場合は、消費税分の3%の賃上げをすること。 生活実態に見合った賃金に引き上げること。 労働時間短縮による実質賃下げは行わないこと。 一時金を正規職員と同月数支給すること。 臨時職員の一時金については、廃止・減額を行わないこと。なお、廃止されたところについては早急に復元すること。 通勤手当を全額支給すること。 超過勤務を行った場合には超過勤務手当を支給すること。</p>	<p>5</p> <p>(1) 現行どおりとする。</p> <p>(2) ～ 現行どおりとする。 なお、委嘱の更新については、これまでどおり、その委嘱業務の実施状況及び当該嘱託員の勤務状況等を踏まえる中で、公務の能率的運用を確保するための必要性を判断し、適切に行っていく。</p> <p>嘱託員については平成 20 年度から、高年齢者委嘱制度を導入し、適切な運用に努めているところである。</p> <p>(3) ～、～ 現行どおりとする。 なお、報酬設定にあたっては、従前より、人事院勧告における改定率や近隣他都市等の状況も参考に決定するなど、一定の地域性も踏まえたものとなっている。</p> <p>原則として、嘱託員には超過勤務を想定しておらず、あらかじめ公務の必要性からやむを得ず当日の割り振られた勤務時間の超過が見込まれる場合は、尼崎市嘱託員取扱要綱別表 2 に基づく対応を行っているが、超過勤務を行った場</p>

要 求 内 容	回 答
<p>変則勤務に対して特殊勤務手当を支給すること。</p> <p>退職手当を支給すること。支給方法については雇用期限に関係なく、正規並みを基本とすること。また、雇用形態の変更に問わず採用年まで遡り、半年以上は1年と計算して支給すること。すでに制度化している自治体においては改善をはかること。</p> <p>地域手当、住居手当、扶養手当を支給すること。</p> <p>(4) 有給休暇について</p> <p>年次有給休暇を正規職員と同日数にし、繰越を認めること。</p> <p>病気休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。</p> <p>生理休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。</p> <p>産前・産後休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。</p> <p>育児時間制度を有給で正規職員と同時間確立すること。</p> <p>妊娠による通院休暇、通勤緩和制度を正規職員と同様に導入すること。</p> <p>育児休業制度、看護休暇、介護休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。</p> <p>結婚休暇制度、忌引休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。</p> <p>夏季休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。</p> <p>リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇、人間ドック休暇、裁判員制度休暇を正規職員と同様に導入すること。</p> <p>更年期障害の通院を保障するとともに更年期障害休暇を制度化すること。</p> <p>(5) 雇用保険、健康保険、厚生年金等に参加させること。</p> <p>(6) 福利厚生の充実をはかること。</p> <p>(7) 健康診断を正規職員と同様に実施すること。</p> <p>(8) 公務災害に対して完治するまでの休暇と医療費を完全に保障すること。また、公務災害特別</p>	<p>合は割増報酬を支給するものである。</p> <p>(4)</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>なお、～、及びについて、既に実施しているところである。</p> <p>(5) 既に実施しているところである。</p> <p>(6) 現行どおりとする。</p> <p>(7) 既に実施しているところである。</p> <p>(8) 公務災害については、尼崎市市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p>

要 求 内 容	回 答
<p>見舞金制度を正規職員と同様に確立すること。</p> <p>(9) 被服貸与を正規職員と同様に実施すること。</p> <p>(10) 職員間の職場慣行については、正規職員と同様に扱うこと。</p> <p>(11) 労使関係の確立について 事務事業の縮小や廃止、委託化による雇用不安、劣悪な労働条件の改善等、関係職員の声に耳を傾け、誠実な団体交渉を行うこと。</p> <p>人事異動、組合役員の配置転換については、事前に協議すること。</p> <p>勤務時間内において組合運営上必要不可欠な組合員の活動については、職務を免除すること。</p> <p>労働組合事務所を確保し、組合掲示板を設置すること。</p>	<p>等により既に一定の制度を確立しているところである。</p> <p>(9) 現行どおりとする。</p> <p>(10) 各職場で話し合ってもらいたい。</p> <p>(11) 現行どおりとする。</p>

児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制の変更について（メモ）

H27.3.19

平成 27 年 11 月 6 日付け「児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制の変更について（メモ）」の「1 内容」を次のとおり修正する。（下線部分が修正箇所）

1 内容

(1) 児童ホーム業務に従事する嘱託員の祝日等の休日を除く勤務を要しない日（以下「公休日」という。）について、「土・日」又は「日・日以外の別に定める日」とし、ローテーションにより勤務の割当てを行うものとする。

(2) 1日の勤務時間

ア 土曜日勤務を要する週

(ア) 土曜日 7時間

(イ) 土曜日以外 5時間45分

イ 土曜日勤務を要しない週 6時間

参考：変更後の勤務体制（公休日を「土・日」又は「日・水」とする場合）

【40人定員】

	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
嘱託員 A	公	—		公				公						公	公	—		公
嘱託員 B	公						公	公	—		公				公			

：出勤日、公：公休日

【60人定員】

	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
嘱託員 A	公	—		公				公						公	公			
嘱託員 B	公						公	公	—		公				公			
嘱託員 C	公						公	公						公	公	—		公

：出勤日、公：公休日

以 上

児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制の変更について（メモ）

H26.11.6

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第2条第13項の規定に基づき、児童ホームの土曜日開所を実施するため、児童ホーム業務に従事する嘱託員の勤務体制を変更するもの。

1 内容

- (1) 児童ホーム業務に従事する嘱託員の祝日等の休日を除く勤務を要しない日（以下「公休日」という。）について、土・日又は日・月の2種類を設定し、ローテーションにより勤務の割当てを行う。
- (2) 土曜日の勤務時間は、午前9時から午後3時までを基本とする。

参考：変更後の勤務体制

【40人定員】

	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
嘱託員 A		公	公					公	公							公	公
嘱託員 B	公	公							公	公					公	公	

：出勤日、公：公休日

【60人定員】

	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
嘱託員 A		公	公					公	公						公	公	
嘱託員 B	公	公							公	公					公	公	
嘱託員 C	公	公						公	公							公	公

：出勤日、公：公休日

2 実施時期

平成27年4月1日

以 上